

G4-56 . 長崎県における公共事業等デザイン支援会議の運用に関する研究

吉岡 聖貴

1. 目的

公共事業への景観施策実施状況は、長崎県による全国の都道府県を対象とした調査¹⁾によれば、平成14年8月現在で公共事業指針やガイドラインによる景観形成の先導を行っているのが33都道府県、公共事業に関する景観上の評価や複数事業間との調整を行うための庁内連絡組織を設けているのが20都道府県となっており、約半数以上の都道府県で、自らが実施する公共事業において景観の質を高める取組みが行われている。

さらに一歩踏み込んだ事例も少数だが存在している。例えば島根県では、注目度の高い公共施設について、専門家による委員会でデザイナーを選定し景観設計を行う「環境デザイングレードアップ事業」が平成8年に始まっている。また山形県では、公共事業を景観上の重要度別に分類した上で、専門家と各事業課の課長により構成される委員会とアドバイザーにより個別事業に対する指導・助言を行う方式が平成8年から導入されている。

平成15年度4月、以上のような全国的な流れを受けて、長崎県は公共事業の景観的質を高めるための施策として、「長崎県公共事業等デザイン評価制度」(以下、デザイン評価制度と記す)を独自に設置した。本制度は平成15年度に制定された「長崎県美しいまちづくり推進条例」²⁾によって規定された推進施策の一つとして位置づけられており、県が実施する土木・建築事業における景観的質の向上を目的としたものである。

他県における先行事例と比較して、ワークショップ(以下、WSと記す)やデザイン支援会議という場において、各々のアドバイザーが担当したデザイン案を専門家・行政・住民等の複数の目で検討することがその特徴と言える。これまでに14件の事業が対象に選定され、平成18年の段階で10件の事業がデザイン評価制度に基づくデザイン検討を完了し、施工段階へと至っている。

本稿では、これらのうちの6事例をケーススタディすることにより、デザイン評価制度が当初の狙い通りの効果をあげているか、課題としてどのようなものが生じ、それらに対して県としてどう

対処しているのかについて調査を行い、今後同様の取組みを導入する際に考慮すべき制度設計および制度運用の留意点と導入により期待される効果について整理・考察することを目的としている。

2. 内容2-1. 既往研究

長崎県と類似の都道府県における取組みについては西野らによる研究、市町村レベルの取組みについては原田、瀬口ら、小川による研究等が存在する。

本研究は、行政担当者とアドバイザーらによる公共事業のデザイン検討作業を専門家で構成された第三者機関が支援するという、長崎県の先進的な取組みで実現した具体的な事業を調査対象としている点で、新規性を有している。

2-2. 対象事業

調査対象事業は、平成15年度から平成18年度7月までの期間にデザイン評価制度の対象となった土木事業全てとし、久原池田線街路事業・日野川橋梁3基および周辺整備河川改修事業・伊王島大橋道路改良事業・中尾地区急傾斜地崩壊対策事業・厳原豆酸美津島線鶏工区道路改良事業・厳原港臨港道路港湾改修事業の6件を対象としている。

2-3. 研究方法

(1) 県によるアンケート調査結果の分析

筆者等はまず、平成17年6月に長崎県政策調整局都心整備室により実施された県職員へのアンケート調査結果の分析を行った。これは制度運営の主幹部局が、関係各課と平成15年度・16年度のデザイン支援対象事業の担当者を対象として行った事後調査である。主な調査内容は、デザイン評価制度のメリット・デメリットやアドバイザー・デザイン支援会議に対する評価、意見等であり、全体で32名(関係課23名、地方機関9名)からの回答が得られている。

調査結果の概要について触れると、デザイン評価制度の大きなメリットとして、「景観・デザインについての実践的知識または勘所が得られた」という回答が得られている一方、検討時間や手間、

コストの増大等のデメリットに対する回答も多く見られた。また、デザイン支援会議については、アドバイザー派遣の時期を早めるような回答があった。

(2)関係者へのヒアリング

次に、既に事業のデザイン検討を完了した6事例について、表-2に示す関係者に対して面談によるヒアリング調査を実施した。主なヒアリング項目は、以下の通りである。

制度運営主幹部局に対するヒアリング項目

- ・制度設置の背景と企画から実施までの経緯
- ・県庁内部における制度運営体制とその推移
- ・制度設置の意図とこれまでに明らかとなった効果及び課題

出先機関の事業担当者、及びアドバイザーに対するヒアリング項目

- ・アドバイス内容とその実現の有無
- ・その中で工夫が施されたこと
- ・地元市民の関与の有無と有った場合の内容
- ・アドバイザーとのデザイン検討の効果と課題
- ・デザイン支援会議との関係についての意見
- ・制度に対する評価

デザイン支援会議委員に対するヒアリング項目

- ・デザイン支援会議のあり方についての意見
- ・アドバイザーや事業担当者とデザイン支援会議委員との関係についての意見

(3)議事録調査

さらに、各6事例で開催された支援会議の議事録を精査することで、各事例においてデザイン支援会議がどのように機能したかについて整理した。

以上(1)～(3)の調査結果を基に、デザイン評価制度の効果と課題について考察を行った。なお、調査期間は、平成18年10月から平成19年1月までである。

3. 結論

長崎県において公共事業等デザイン評価制度の運用実態を事例ごとに明らかにした。その結果、今後の展開において以下の点が課題・今後の方向性として明らかとなった。

第一に、詳細設計段階でのデザイン支援対象事業選定のタイミングが、デザインの質の向上を妨げていることがわかった。事業実施の可能性が高

い計画段階の事業もしくは実施が決定しそうな事業について事務局が常に調査を行い、早期段階の事業を積極的にデザイン支援対象事業として採用することで設計変更の手戻りが最小限に抑えられ、事業が円滑に進む可能性が考えられる。

第二に、各アドバイザーの特性の理解の不十分であると、アドバイザーの持ち合わせた技術と委員の求める専門性とにずれが生じる場合がある。アドバイザーリストの内容充実を図り各々の専門性を整理すると同時に、アドバイザー選定の際には事務局及びデザイン支援会議が各事業の抱える課題を十分に把握した上で、事業に求められる役割を果たし得るアドバイザーを選定・派遣することが求められる。また、経験豊かなアドバイザーのストックを持つておくことも重要である。

第三に、デザイン検討時に予め検討を進める上での評価基準ともなるデザインや事業進行の目標が曖昧であると、その後のデザイン検討の進捗が困難となることがわかった。アドバイザーの役割として、事業の性格、予算・スケジュール等の事前情報を基に、事業ごとのデザイン検討の目標・評価基準を予め設定しておくことが求められる。

第四に、デザイン検討上のアドバイザーの役割や権限が制度上特に規定されていないことが独善的なデザイン決定の可能性を有している一面もある。このような体制の課題を改善するため、事業毎の注意事項、検討のポイント等をデザイン支援会議がアドバイザーに示し、設計の経緯を逐次確認することが重要となる。その際、大きな内容変更を要する提案についてはデザイン支援会議の場で承認を得る等の正式な手続きを設けることが求められる。

これらのように、試行を重ねる中で明らかになった事項については、留意点として次回以降派遣されるアドバイザーに対して制度運営部局が申し送りを行い、過去の経験を基に今後も改善を図っていく必要がある。

現在、長崎県と同様な公共事業の景観アドバイザー派遣の取り組みは、山口県などにおいても始められている。しかし、取り組みが始められてまだ間もないために運用実績が浅く、十分な検証をするに至っていない。今後、運用実態の蓄積を待って、本研究と同様の調査を実施し、より広範な知見を得る必要がある。